

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 8 年
9 月 15 日
(火曜日)

目次

○規則	一
調理師法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）	一
ふぐの処理の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（生活衛生課）	三
製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）	五
食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）	七
旅館業法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）	八
興行場法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）	一〇
公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）	一一
理容師法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）	一二
美容師法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）	一三
クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）	一四
と畜場法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）	一七
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）	一九
化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）	二一
災害救助法施行細則の一部を改正する規則（厚政課）	二三
山口県会計規則の一部を改正する規則（会計課）	二四
○告示	二四
漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意（二件）（農林水産政策課）	二四
保安林予定森林（岩国市）（森林整備課）	二四
山口県収入証紙の売りさばき所の指定に関する告示の廃止（会計課）	二五
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の廃止（会計課）	二五
○企業管理規程	二五
山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程	二五



調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十六号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（平成元年山口県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「本籍地都道府県名(国籍)」を「本籍地都道府県(国籍等)」に改める。

別記第二号様式中「本籍地都道府県名(国籍)」を「本籍地都道府県(国籍等)」に改める。
別記第四号様式中「本籍地都道府県名(国籍)」を「本籍地都道府県(国籍等)」に、

山口県収入証紙貼付ナ欄
(消印しないこと。)

を

受 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

に改

め、同様式の注を同注として、同注に次のように加える。

- 2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第五号様式中

山口県収入証紙貼付け欄 (消印しないこと。)

を

受 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

に改

め、同様式の注を同注として、同注に次のように加える。

- 2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第七号様式中

山口県収入証紙貼付け欄 (消印しないこと。)

を

受 付 番 号	
---------	--

山口県納付済証貼付け欄

め、同様式の注に次のように加える。

- 3 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 4 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の調理師法施行細則別記第四号様式、別記第五号様式及び別記第七号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

ふぐの処理の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

に 改

山口県規則第三十七号

ふぐの処理の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ふぐの処理の規制に関する条例施行規則（昭和五十六年山口県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「、住所及びふぐの処理の業務に従事する事業所（以下「事業所」という。）」「を「住所」に、「事業所の所在地（県内に事業所を有しない者に係る書類にあつては、住所地）」を「住所地」に改める。

別記第一号様式中

山口県収入証紙貼付け欄 (消印しないこと。)

を

受 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

に 改

め、同様式の注を同注一とし、同注に次のように加える。

- 2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第三号様式の欄を「日本産業規格 B 列 4」や「日本産業規格 A 列 4」に定める

る。

別記第六号様式中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を

受付番号	
------	--

山口県納付済証貼付け欄	
-------------	--

--	--

に改

め、同様式の注を同注として、同注に次のように加える。

- 2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第七号様式中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を

受付番号	
------	--

山口県納付済証貼付け欄	
-------------	--

--	--

に改

め、同様式の注を同注として、同注に次のように加える。

- 2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第九号様式中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を

- め、同様式の注に次のように加える。
- 3 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 4 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。ただし、第十七条及び別記第三号様式の備考の改正規定は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後のふぐの処理の規制に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別記第一号様式、別記第六号様式、別記第七号様式及び別記第九号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。
- 3 附則第一項ただし書に規定する日において、改正前のふぐの処理の規制に関する条例施行規則別記第三号様式で残存するものについては、当分の間、改正後の規則別記第三号様式として使用することができる。

に改

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十八号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和六十一年山口県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を

受付番号	
	山口県納付済証貼付け欄

に改

- め、同様式の注を同注1とし、同注に次のように加える。
- 2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第五号様式中

「本 籍 地 都 道 府 県 名
(日本の国籍を有しない者)
(については、その国籍)」

や

「本 籍 地 都 道 府 県
(日本の国籍を有しない者)
(については、その国籍等)」

に定める

る。

別記第三号様式中「本籍地都道府県名(国籍)」や「本籍地都道府県(国籍等)」に改める。

別記第五号様式中「本籍地都道府県名(国籍)」や「本籍地都道府県(国籍等)」に、

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を

「受 付 番 号」

山口県納付済証貼付け欄

に改

め、同様式の注を同注一とし、同注に次のように加える。

2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第六号様式中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を

「受 付 番 号」

山口県納付済証貼付け欄

に改

め、同様式の注を同注一とし、同注に次のように加える。

2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第八号様式中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を

受 付 番 号	
---------	--

山口県納付済証貼付け欄

に 改

め、同様式の注に次のように加える。

- 3 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 4 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の製菓衛生師法施行細則別記第一号様式、別記第五号様式、別記第六号様式及び別記第八号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第三十九号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十八年山口県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式中

山口県収入証紙はり付け欄
(消印しないこと。)

を

受 付 番 号	
---------	--

山口県納付済証貼付け欄

に 改

め、同様式の注を同注 1 とし、同注に次のように加える。

- 2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の食品衛生法施行細則別記第四号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和三十三年山口県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の表中

山口県収入証紙貼付欄（消印しないこと。）

を削り、「年 月 日」を

年 月 日

郵便番号住所氏名（電話番号）

年 月 日（生 年 月 日）

を

郵便番号	
住所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生
電話番号	

に改め、同様式の表中

入浴設備の衛生管理に関する責任者の氏名

を

入浴設備の衛生管理に関する責任者の氏名

受付番号

山口県納付済証貼付け欄

に改

め、同様式の注に次のように加える。

- 3 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 4 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第二号様式中

山口県収入証紙貼付欄（消印しないこと。）

やまぐち「添付書類」や

を

受 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

添付書類

め、同様式の注に次のように加える。

- 3 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 4 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第四号様式中
「山口県収入証紙貼付け欄（消印しないこと）」
や
「添付書類」や

に改

受 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

添付書類

- 「備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。」や
- 「注 / 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 2 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記第四号様式中
「山口県収入証紙貼付け欄（消印しないこと）」
や
「添付書類」や

に、

興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十一号

興行場法施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行細則（昭和五十九年山口県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の(表)中

山口県収入証紙貼付け欄(消印しないこと。)

を削り、「年 月 日」を

年 月 日

住所氏名

申請者氏名生年月日(電話局 日生 番)」を

住所			
氏名		年 月 日	日生
生年月日	年 月 日	電話番号	

に改め、同様式の(裏)中

「添付書類」を

添付書類

「備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。」を

「注 / 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

2 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の旅館業法施行細則別記第一号様式から別記第四号様式までは、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

「受 付 番 号」

山口県納付済証貼付け欄

添付書類

め、同様式の注に次のように加える。

- 3 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 4 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の興行場法施行細則別記第一号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十二号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和六十一年山口県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の表中「 年 月 日」を「 年 月 日」に、

「郵便番号

住 所

申請者 氏 名

生年月日

（電話 局 番）」

を

申請者	郵便番号			
	住 所			
氏 名	生年月日	年	月	日生
電話番号				

に改め、同様式の裏中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を

受付番号	
------	--

山口県納付済証貼付欄

--

に改

め、同様式の注に次のように加える。

- 4 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 5 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
- 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。
- (経過措置)

- 2 この規則による改正後の公衆浴場法施行細則別記第一号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十三号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和六十一年山口県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の表中

山口県収入証紙貼付欄（消印しないこと）

を削り、「年 月 日」を

年 月 日

郵便番号	住所	氏 名

（開設者）氏 名 局 番）」を

郵便番号	住所	氏 名	電話番号

に改め、同様式の(裏中

美容所の開設予定年月日	年 月 日
-------------	-------

「美容所の開設予定 年月日	年 月 日
------------------	-------

受 付 番 号	
---------	--

山口県納付済証貼付け欄

--

に
改

め、同様式の注に次のように加える。

7 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合
合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

8 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山
口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の理容師法施行細則別記第一号様式は、この規則の施行の日
から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十五日

山口県知事

村岡 嗣 政

山口県規則第四十四号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和六十一年山口県規則第三十二号）の一部を次のように改正す
る。

別記第一号様式の表中

山口県収入証紙 貼 付 け 欄 (消印しないこ と。)

を「年 月 日」を

年 月 日

「 郵便番号 住所 氏 名
届出者 (開設者) (電話 局 番) 」

を

郵便番号	
住 所	
氏 名	
電話番号	

に改め、同様式の裏中

「美容所の開設予定 年月日	年 月 日
------------------	-------

を

「理容所の開設予定年月日」	年 月 日
---------------	-------

受 付 番 号	
---------	--

山口県納付済証貼付け欄

--

に改

め、同様式の注に次のように加える。

- 7 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 8 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
- 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の美容師法施行細則別記第一号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十五号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（平成二年山口県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式（その一）の表 中 「山口県収入証紙貼付け欄（消印しないこと）」を削り、

「 年 月 日」を「 年 月 日」に、

「 郵便番号 住所 氏 名 氏 名」を

（電話 局 番）」

郵便番号	
住 所	
氏 名	
電話番号	

に改め、同様式の表 中

クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱い	有・無
-------------------------------	-----

を

「 クリーニング業法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する洗濯物の取扱 い」		有 ・ 無
受 付 番 号		
山口県納付済証貼付け欄		

に改

ぬ、同様式の法を回法一とし、回法に次のように加える。

2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

貼 付 け 欄
「山口県収入証紙
(消印しないこと)」

やまぐち、

「 年 月 日 」や「 年 月 日 」	「 郵便番号 住所 氏 名 (電話 局 番) 」
	や

郵便番号	
住 所	
氏 名	
電話番号	

に

「 クリーニング業法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する洗濯物の取扱 い」	有 ・ 無
「 クリーニング業法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する洗濯物の取扱 い」	有 ・ 無

や

受 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

に改

ぬ、同様式の法を回法一とし、回法に次のように加える。

2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第四号様式中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を

受付番号	
山口県納付済証貼付け欄	

山口県納付済証貼付け欄

に改

め、同様式の注に次のように加える。

3 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

4 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第五号様式中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を

受付番号	
山口県納付済証貼付け欄	

山口県納付済証貼付け欄

に改

め、同様式の注に次のように加える。

3 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

4 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第六号様式中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を

受 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

に改

め、同様式の注に次のように加える。

- 3 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 4 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第十一号様式中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を

受 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

に改

め、同様式の注を同注 1 とし、同注に次のように加える。

- 2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のクリーニング業法施行細則別記第一号様式(その一)、同様式(その二)、別記第四号様式、別記第五号様式、別記第七号様式及び別記第十一号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十五日

山口県知事 村岡 政

山口県規則第四十六号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和五十九年山口県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

「山口県収入証紙はより付け欄（消印しないこと）」

を削ぐ、

構 造 設 備	概	要
	使用水の種類	水道水 2 その他

を

構 造 設 備	概	要
	使用水の種類	水道水 2 その他

受 付 番 号	山口県納付済証貼付け欄
---------	-------------

に改

め、同様式の注に次のように加える。

- 5 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 6 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第十号様式中

「山口県収入証紙貼付け欄（消印しないこと）」

を削ぐ、

「注 / 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。」

受 付 番 号	山口県納付済証貼付け欄
---------	-------------

に改

注 / 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

め、同様式の注に次のように加える。

- 6 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 7 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
- 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後のと畜場法施行細則別記第一号様式及び別記第十号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十七号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成三年山口県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。
別記第一号様式中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を

収 付 番 号

山口県納付済証貼付け欄

に 改

め、同様式の注に次のように加える。

- 3 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 4 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第二号様式中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を

第8号様式（第8条関係）

（裏）

受付番号	
山口県納付済証貼付)ケ欄	

- 注 / 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

に改

受付番号	
山口県納付済証貼付)ケ欄	

め、同様式の注を同注として、同注に次のように加える。

- 2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第八号様式の欄を次のように改める。

別記第九号様式中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を

受 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

に
改

め、同様式の注を同注1とし、同注に次のように加える。

- 2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けけること。

別記第十号様式中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を

受 付 番 号

山口県納付済証貼付け欄

に
改

め、同様式の注を同注1とし、同注に次のように加える。

- 2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けけること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。
- (経過措置)

2 この規則による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則別記第一号様式、別記第二号様式及び別記第八号様式から別記第十号様式までは、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第四十八号

化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

化製場等に関する法律施行細則（昭和三十四年山口県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中

山口県収入証紙
はり付け欄
(消印しないこと。)

を削り、

死亡献畜取扱場で行う
処理の種類

/ 解体

2 埋却

3 焼却

を

死亡献畜取扱場で行う
処理の種類

/ 解体

2 埋却

3 焼却

受 付 番 号

山口県納付済証貼付け欄

に 改

め、同様式の注に次のように加える。

3 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合

合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

4 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第六号様式中

山口県収入証紙
はり付け欄
(消印しないこと。)

を削り、

処 理 方 法

を

処 理 方 法

受 付 番 号

山口県納付済証貼付け欄

に 改

め、同様式の注に次のように加える。

3 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

4 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第九号様式中

山口県収入証紙
はり付け欄
(消印しないこと。)

を削り、

管理者の氏名

を

管理者の氏名

受付番号

山口県納付済証貼付欄

に改

め、同様式の注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場

合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山

口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の化製場等に関する法律施行細則別記第二号様式、別記第六

号様式及び別記第九号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第四十九号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十六年山口県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別記一の中「第四号」を「第五号」に改め、別記一の一の1の表を次のように改める。

医師及び歯科医師	二一、六〇〇円
薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科技工士	一五、四〇〇円
保健師、助産師、看護師及び准看護師	一三、九〇〇円
救急救命士	一五、九〇〇円
保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、児童福祉士（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者、土木技術者及び建築技術者	一六、八〇〇円
大工	二七、一〇〇円
左官	二四、三〇〇円
とび職	二七、九〇〇円

別記一の二中「第四条第五号から第十号まで」を「第四条第六号から第十一号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別記一の一の1の表（医師及び歯科医師に関する部分及び保健師、助産師、看護師及び准看護師に関する部

分を除く。）は、令和八年七月二十八日から適用する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

第二十条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第三十二条第二項中「証紙売りさばき代金」を「金銭登録機を使用して現金で納入される手数料」に改める。

第六十条第一項第二十五号中「、収入証紙その他これら」を「その他これ」に改める。

第六十九条第一項中「次の各号に掲げる経費」を「青果市場、魚市場その他の市場において支払をする必要がある当該市場の使用料又は取扱手数料」に、「当該各号に掲げる現金」を「当該市場において売り渡した物品の代金」に改め、同項各号を削る。

第二百五十一条中「第二百四十三条の二の八第一項後段」を「第二百四十三条の二の九第一項後段」に改める。

第二百五十二条第一項中「第二百四十三条の二の八第一項前段」を「第二百四十三条の二の九第一項前段」に改め、同条第二項中「第二百四十三条の二の八第一項後段」を「第二百四十三条の二の九第一項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。ただし、第二百五十一条及び第二百五十二条の改正規定は、同年九月二十四日から施行する。



山口県告示第三百三十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和八年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

区	域	区	分
三見区域		主として底びき網又は沖建網を使用して営む漁業及び大型定置網漁業	

山口県告示第三百三十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和八年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

区	域	区	分
下関南風泊加入区		わかめ養殖業	

山口県告示第三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和八年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
岩国市美川町南桑字赤錆一二二八六の一
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百四十一号

山口県収入証紙の売りさばき所の指定に関する告示（平成二年山口県告示第三百九十九号）は、令和八年九月三十日限り、廃止する。

令和八年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第三百四十二号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）は、令和八年九月三十日限り、廃止する。

令和八年九月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政



山口県企業管理規程第三号

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和八年九月十五日

山口県公営企業管理者 弘田 隆彦

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局財務規程（昭和四十年山口県企業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第九号中「収入証紙その他これら」を「その他これ」に改める。

附 則

この管理規程は、令和八年十月一日から施行する。

令和八年九月十五日
発印
行刷

発
行
人
所

山山
口口
県県
知知
事事
庁庁